

動薬協会発 8 号
平成25年4月3日

公益社団法人日本動物用医薬品協会
会 員 各 位

公益社団法人 日本動物用医薬品協会
理事長 福 井 邦 顯
(公 印 省 略)

「薬事法関係事務に係る技術的な助言について」の一部改正について

当協会の業務運営につきましては、日頃からご支援、ご協力を頂きお礼申し上げます。
さて、標記のことについて、農林水産省消費・安全局長より通知があましたのでお知らせ
致します。



24消安第5911号
平成25年4月1日

公益社団法人 日本動物用医薬品協会理事長 殿

農林水産省消費・安全局長



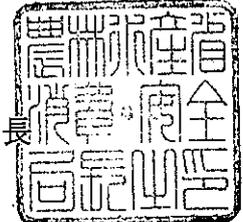
「薬事法関係事務に係る技術的な助言について」の一部改正について

このことについて、別添写しのとおり各都道府県知事宛て通知したのでお知らせする。

24消安第5911号
平成25年4月1日

北海道知事 殿

農林水産省消費・安全局長



「薬事法関係事務に係る技術的な助言について」の一部改正について

薬事法（昭和35年法律第145号）等に基づく事務の処理については、薬事法関係事務に係る技術的な助言について（平成12年3月31日付け12畜A第728号農林水産省畜産局長通知。以下「通知」という。）により、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条第1号のイに基づく技術的な助言を定めているところである。

今般、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第105号）により、薬事法の一部が改正されたことから、通知を別紙新旧対照表のとおり改正したので、御了知願いたい。

(別紙)

「薬事法関係事務に係る技術的な助言について」(平成12年3月31日付け12畜A第728号)の一部改正新旧対照表

改正案	現 行
<p data-bbox="566 416 719 448">(前文：略)</p> <p data-bbox="210 461 248 493">記</p> <p data-bbox="176 504 450 536">第1～第5 (略)</p> <p data-bbox="176 595 539 627">第6 監視に関する事項</p> <p data-bbox="217 639 416 671">1～3 (略)</p> <p data-bbox="217 683 566 715">4 立入検査に伴う収去</p> <p data-bbox="241 726 1099 938">薬事監視員が、<u>法第69条第4項</u>に基づき医薬品、医薬部外品又は医療機器(以下「医薬品等」という。)を取り扱う場所に立入検査を行い、医薬品又は医薬部外品を収去する場合には、農林水産省消費・安全局長が当該年度において定める計画に基づき行うようお願いする。</p> <p data-bbox="217 951 416 983">5・6 (略)</p> <p data-bbox="176 1042 450 1074">第7・第8 (略)</p>	<p data-bbox="1509 416 1662 448">(前文：略)</p> <p data-bbox="1144 461 1182 493">記</p> <p data-bbox="1111 504 1384 536">第1～第5 (略)</p> <p data-bbox="1111 595 1473 627">第6 監視に関する事項</p> <p data-bbox="1151 639 1350 671">1～3 (略)</p> <p data-bbox="1151 683 1500 715">4 立入検査に伴う収去</p> <p data-bbox="1176 726 2056 938">薬事監視員が、<u>法第69条第3項</u>に基づき医薬品、医薬部外品又は医療機器(以下「医薬品等」という。)を取り扱う場所に立入検査を行い、医薬品又は医薬部外品を収去する場合には、農林水産省消費・安全局長が当該年度において定める計画に基づき行うようお願いする。</p> <p data-bbox="1151 951 1350 983">5・6 (略)</p> <p data-bbox="1111 1042 1384 1074">第7・第8 (略)</p>